

社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会
役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会(以下「協議会」という。)の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、報酬を支給しないこととする。
ただし、交通費等の実費が発生する場合には、実費を支払うことができる。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会
評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、費用を弁償しないこととする。

2 交通費等の実費が発生した場合は、実費を支払うことができる。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。